



2012年3月22日「国際協同組合年と協同労働」研究会

世界の社会的協同組合の動向 ～イタリア・ヨーロッパ・そしてアジアへ、 法制定に関わって～

岡安 喜三郎(協同総合研究所 理事長)

はじめに

現在、日本でも社会的企業に対する関心が広まりつつある。労働統合の社会的企業(WISE)の制度が日本に定着するか否かは今後の日本の生命線でもある。経済成長を前提とする雇用拡充は結局二極化を生むに過ぎないことが明らかになりつつある中、経済成長を前提としなくとも誰でもがその能力に応じて就労できる社会は、市場経済と雇用制度の枠を超えてオルタナティブな制度を必要としているからだ。国連が2012年を国際協同組合年と宣言し、各国にその活動を要請しているのは正にこの役割を協同組合に期待しているからである。

イタリアに始まり、ヨーロッパ、中南米に広がってきた社会的協同組合の法制度は、昨年末成立した韓国の協同組合基本法の中に組み込まれ、アジアにも新しい波が起こっている。また、昨年11月のICA(国際協同組合同盟)カンクン総会時のCICOPA(労働者協同組合や社会的協同組合の専門委員会)総会では、「社会的協同組合の世界基準最終案」を採択した。今秋の

ICAマンチェスター総会でICAとして確認する予定である。国際協同組合年に相応しい動きがこの社会的協同組合にある。

ヨーロッパ型社会的企業は、労働者協同組合や社会的協同組合がリードしてきたことは周知のことである。協同労働の協同組合法の制定前夜に、社会的協同組合の制度を日本においてはどのように実現することになるのか、これが研究会の眼目である。そのためにあらためて歴史とともにイタリアの協同組合制度(民法典含む)における社会的協同組合の位置、これと対比した韓国の協同組合基本法における社会的協同組合の位置および社会的企業育成法と社会的協同組合法との関連、等々を分析する。

1. 共益組織が公益を担う 法制度に関わって(概括)

協同組合は日本では各種協同組合法、税法、その他に見られるように、一般に会員制の共益団体の性格を持つ共助・相互扶助の非営利事業体として認知されている。その点は国際的にも同様ではあるが、近年、

ヨーロッパを中心に共益団体としての性格を保持しながらも、それに留まらない「公益を担う協同組合」制度が模索され施行されてきている。

公益は公共とあいまって様々に論議されており、また、協同組合と各国憲法規定との関係(堀越芳昭)や一連の国連決議「社会発展と協同組合」の指摘は極めて肝要であるとの認識の下、本論では協同組合が担う公益について、主に①雇用・就業と労働の統合、②社会サービスの供給、を軸として検討する。これを踏まえ協同組合の公益性にかかわる各国の法制度について検討する。

焦点とする公益を担う事業体としては近年さまざまな場で「社会的企業」が注目されてきている。ただし日本では、アメリカ型の社会的企業概念とヨーロッパ型の社会的企業概念が混在していることは多くの研究者が指摘しているところであるが、本研究会の主旨(労働の統合等)からは、ヨーロッパ型の社会的企業が焦点となろう。

ヨーロッパにおける社会的企業の定義は、EMESネットワーク(「ヨーロッパの社会的企業の出現(L'émergence des entreprises sociales en Europe)」プロジェクトから名付けられた研究ネットワーク。1996年設立)によって提案された。4つの経済的基準<①財の生産・サービス提供の継続的な活動、②高度な自治、③高水準の経済リスク引き受け、④ボランティアの上限設定>、及び5つの社会的基準<①明白なコミュニティ貢献目的、②市民グループ主導、③資本所有を基盤にしない意思決定方式、④多様な

利害関係者(ステークホルダー)参加型、⑤利益配分の制限>で構成される。

ヨーロッパ型の社会的企業はその活動から、さまざまな理由で労働市場から排除された人々の労働の場を意識的に創造する労働統合型(Work Integration Social Enterprise: WISE)と、通常のサービス市場から排除された人々への社会サービス(チャンネル)を意識的に創造し提供する社会サービス提供型とに分類される。この源流がイタリアの社会的協同組合(Cooperative Sociali: 法律は1991年制定)にあるのは言うまでもない。

ヨーロッパの社会的企業制度の現状を見ると、公益活動と市民参加の両立が注目される。そのキーワードは「Public Interest」ではなく、「General Interest(一般利益)」であり、「コミュニティ(共同体)利益」である。これらの概念による、市民を主体にし、市民参加を制度とした公益活動の担い手の育成政策がイタリア以外でも進捗しつつある。

イギリスでは組合制度として伝統的に「コミュニティ利益組合(BenCom: Society for the Benefit of the Community)」が存在し、1970年代後半に試みられた「コミュニティ協同組合(Community Cooperative)」が現在のイギリスの社会的企業のルーツとされる(中川雄一郎)。

コミュニティ協同組合は法的には、産業・節約組合法(IPSA: Industrial & Provident Societies Acts)の下、真正協同組合(bona fide co-operative)として登録され、剰余は

積立金として留保し、社会目的・慈善目的に使うか、出資配当に使われる。また、解散の際に、残余財産を組合員に分配することはできないという特色を持つ(Co-operatives UK のモデル規則集より)。今世紀に入り、イタリアに刺激され、チャリティと同様の社会目的を持ちつつも、雇用を確保し事業活動を行える団体の設立を保証するために、会社法にCIC (Community Interest Company: コミュニティ利益会社) の制度を導入した(2004年)。2011年8月末に5,590会社が登録されている。イギリス法制度の特性によりCIC資格を持つ協同組合も設立可能で、現実には20組合ほど設立されている。

フランスもAssociation法人が協同組合に転化できる、地域共同利益協同組合(SCIC: Sociétés Coopératives d'Intérêt Collectif) 制度を2001年に制定した。イタリアと同様に組織特徴は多元的組合員制度(マルチステークホルダー型組合員制度)であるが、イタリアよりも、意思決定における5つのカテゴリー別ステークホルダー(コレジュと称す。労働者と利用者は必須の構成要素)の表決権割合を厳格にし、意思決定における各コレジュの表決持分は50%を超えないこととしている(島村博)。

このような活動を行う、似た形態の協同組合は、他にスペインの「社会起業協同組合: Cooperativas de Iniciativa Social」(地域によって「社会統合協同組合」、「社会統合混合協同組合」の名称)や、ポルトガルの「社会連帯協同組合: Cooperativas de

Solidariedade Social」等々が存在する。また、ベルギーでは株式会社、有限会社、協同組合などが一定の条件の下で、「社会目的を持った組合・会社: Sociétés à Finalité Sociale (SFS)」に成ることができる法整備がなされている。州レベルであるが、カナダのケベック州に、協同組合が提供するサービスの利用者および労働者が組合員となり、加えて関心のある地域団体などを「支援組合員」とすることのできるハイブリッド形態の「連帯協同組合: Coopératives de solidarité」が存在する。

この他、ギリシャ、ポーランド、ハンガリー、ウルグアイに法制度があり実施が進んでいるが、昨年12月韓国において社会的協同組合規定を含む協同組合基本法が国会を通過(1月26日に公布)、今年12月に施行予定である。

2. 各国の社会的協同組合法の概括

各国概括の意義

社会的協同組合の活動と社会政策的位置については、多くの論文・報告があり、所報『協同の発見』でも旺盛に展開している。それらは、日本の社会福祉政策の発展にとって重要な提起がなされてきたと言って良い。一方で、これらを法的側面から各国制度を概括する報告は余り多くはない。あったとしても一国であったり、英語を介しての各国紹介の訳であったりする。

ここでは、先のCICOPAの「社会的協同組合世界基準」最終案(所報「協同の発見」

No.235 p.69) の、第1パラグラフの説明で「国や地域の背景が異なるため、協同組合運動の中での社会的協同組合の分類は国により異なる」とされるところを具体的に調査した。

社会的協同組合制度を導入した国では、それが既存協同組合法の改訂によって行われたのか、新法によって成立したのかはあるが、それが、法人としての設立を協同組合一般の規定を根拠とし、「一定の基準」を満たすことによって社会的協同組合として認知しようとする仕組みは大凡見て取れる(韓国除く)。

また、その「一定の基準」は、協同組合法(一般規定、一般法)の個別法(個別規定、個別法)の2段階であるが、活動に応じて、労働者協同組合の諸規定や消費者協同組合法の準用を明示的に組み込んだ国もある(3段階)。

そして、このような社会的協同組合の制度は、その国の社会政策の中でどのように位置づけるのか、すなわちその政策の担い手としての位置、その具体的な国・地方自治体の財政的施策の受け手としての位置が法律上、どのように明示されているかも見て取れる。

なお、社会的企業の制度との個別分析や、憲法による協同組合規定とに相関があるか否かについては今後の課題である。(国名の後の括弧内の数値は成立年)

(1) イタリア(1991)

イタリアの社会的協同組合法は、協同組

合を相互扶助の可変資本公司と規定し、協同組合の一般的規定を網羅している民法典(協同組合は民法典で規定されている)とは独立に1991年に制定された。法の目的は、コミュニティ一般利益の実現、名称は「Disciplina delle cooperative sociali」(社会的協同組合の規律)となっていて、社会的協同組合が律せられる基準を規定したものになる。社会的協同組合の設立は他の協同組合と同様に、臨時国家元首法律命令(D.Lgs.CPS) 1557/47及びL.59/92の規定に則って設立される。一般には9人以上であるが小協同組合の場合は3人から設立可能である。組合員の責任が有限か無限かを定款で定める必要がある。設立には公証人が作成する、民法典2518条規定による「設立証書」が必要である。

この社会的協同組合法は、協同組合の目的を公益(法第1条で「コミュニティの一般利益」と記述)の実現としたことや、活動を2つのタイプ(A型、B型)に整理したこと、目的実現のためにボランティア組合員など多元的な組合員制度を導入したこと、B型には、地方行政との協約制度や税制優遇等を導入するなど、協同組合の新しい一ページを切り開いたことが特筆される。

なお、イタリアでは2005年に社会的企業法が制定された。たった1条(といっても長い)で名称も「社会的企業法の規律の関する政府への委任」で、翌年に政令(委任立法) 155/2006「社会的企業の規律」が公布された。これは、第1条において「民法典第5編に規定される機関を含む全ての民

間組織は、一定の要件を満たすことによって、社会的企業の資格を得ることができる」としたことが特徴である。(より詳しいことは田中夏子「資料に見るイタリア非営利・協同経済の今(2)社会的企業法(上)」<「協同の発見第201号2009.4発行 pp.75-82」及び「同(3)社会的企業法(下)」<「協同の発見第212号2010.3発行 pp.74-82」>参照)

社会的企業が法人化することに際して、協同組合ナショナルセンターの一つ、Confcooperativeの社会的協同組合連合会 Federsolidarietàは定款改正して社会的企業を会員に迎え入れている。

社会的協同組合の労働者保護は労働者協同組合と同等である。

イタリア協同組合の従事組合員については別途2001年法律第142号「協同組合、とくに従事組合員の地位に関する規制の見直し」で規制されている。「協同組合の従事組合員は、組合関係(rapporto associativo)の設定時に、もしくは、関係成立後に続いて、別の異なった労働関係(rapporto di lavoro)を締結する。これは、組合の目的達成に貢献する従属形態(forma subordinata)もしくは独立形態(forma autonoma)、又はその他常用雇用関係(rapporti di collaborazione non occasionale)を含むあらゆる形態の労働関係である。上記の組合関係およびあらゆる形態の労働関係の設定により、それぞれの税制、社会保障に関連する効果およびその他すべての法的効果を得る。」(第1条第3項より)

(2) ベルギー(1995)

ベルギーでは1995年に会社法典が改正され、「Sociétés à finalité sociale」(SFS; 社会目的を持った組合・会社)が導入された。第2条で法人として列記されている株式会社、有限会社、協同組合(有限責任、無限責任)などが、第10編社会目的を持った組合・会社の規定(特に第661条)により、そのメンバー(社員、組合員)を豊かにすることに供せず、定款で資産利益の制限・禁止の約定、利益分配制限、特別レポートの義務を理事や管理に課すなどを規定する時、社会目的の会社・組合になることができるとされている。

この法律の特徴、すなわち会社法典の中に協同組合が規定されていることから、社会的協同組合と社会的企業の制度が同時に出発したことになる。

また、第10編社会目的を持った組合・会社は3章立てであるが、その第3章には非営利団体(ASBL: Association sans but lucratif)がSFSに組織転換する規定が置かれている。

(3) ポルトガル(1996)

ポルトガルでは1996年9月7日の改正協同組合法典(Lei n.o 51/96 de 7 de Setembro “Código Cooperativo”)で、第4条の協同組合の種類、a)消費者、b)商業、c)農業、d)信用、e)住宅・建設、f)生産労働者、g)手工芸、h)漁業、i)文化、j)サービス、l)教育の一覧の最後に、m)社会連帯が加えられた。

協同組合法典第4条第1項に記された協同組合は各々政令によって規則が制定されているが、社会連帯協同組合については1998年1月15日に政令第7/98号「社会連帯協同組合の法的制度」(Decret-Lei n.o 7/98 de Janeiro “Regime Jurídico das Cooperativas de Solidariedade Social”)として公布された。

この政令は前文で「とりわけCERCIS (Cooperartivas de Educação e Reabikitação das Crianças inadaptadas; 障がい児教育リハビリ協同組合)の願いに回答を出した」と明言する通り、ポルトガルにおける今までの運動の成果を踏まえている。それは既存協同組合(具体的には、1970年代半ばから活動しているCERCIS)への適用<移行規定>でも示されている。

社会連帯協同組合はこの政令によって規制されるが、政令にないものは協同組合として協同組合法典に従うとされる。社会連帯協同組合の要件としては、脆弱グループへの支援、社会的に不利な立場の家族や地域への支援、海外生活からの帰国市民支援、支援プログラム開発、教育・訓練・職業統合への参加促進などの1つ以上を運営しなければならない。

この協同組合の組合員制度の特徴は、この組合の事業を利用する本人や家族のいる人たちとそこで働く人たちが組合員となる実効組合員制度と、社会連帯協同組合の目的に賛同して物資やサービスで貢献する人たちが参加する名誉組合員制度が規定されていることである。前者は通常に言う組合

員であり、後者は情報を得たり総会参加はできるが選挙権・被選挙権・表決権はない。

社会連帯協同組合は通常の協同組合が持つ制度以外に「総合評議会」を定款で定めることができ、名誉組合員もなることができる。この総合評議会は総会の承認に基づき、提言や勧告することができる。

なお、非営利事業体の特徴として剰余金は不分割と規定され、解散時の残余財産は社会的協同組合(同地域が好ましい)もしくは連合会に譲渡しなければならない。

(4) カナダ・ケベック(1997)

カナダ・ケベック州では、1997年に協同組合法を改正し、第2部・特定の協同組合に適用する特別規定に章別に列挙された生産者協同組合(1)、消費者協同組合(2)、住宅協同組合(3)、学校内協同組合(4)、労働者協同組合(5)、労働者株主協同組合(6)の後、第7章に連帯協同組合(Cooperative de Solidarité)の章が加えられた。

連帯協同組合の概念の源流は、異なる4つの系統、すなわち、まちづくり問題、閉村問題、デイケア(養護学校)開発、社会・労働統合問題からなると説明される。ほぼ10年かけて連帯協同組合の思想が形づくられた。そして最後のひと押しが1996年のケベック経済と仕事サミットである。

連帯協同組合は、第1範疇(利用組合員)、第2範疇(労働者組合員)、第3範疇(支援組合員)の内、2つ以上のグループからなるものと規定される。組合員が保持すべき出資口数はグループによって異なって構

わない。

- ・利用組合員：協同組合が提供するサービスを利用する個人又は企業
- ・労働者組合員：協同組合で働く個人
- ・支援組合員：協同組合の目的達成に関心を持って支援する個人又は企業

このマルチステークホルダー型は、まずは理事の選出において担保される。総理事数の3分の1を上限に各グループ毎に少なくとも1名の理事を派遣する権利が規定されている(当然にも他の理事は総会で選出)。また、もしこの協同組合が利用者範疇だけ、労働者範疇だけになった場合には、担当大臣はこの第2部タイトル(具体的には連帯協同組合の規定)が適用にならないように定款改正の命令を出すことができることでも担保される。

割り戻しは、利用高に応じて又は労働量に応じて行うが、支援組合員には適用されない。

またこの連帯協同組合が、サービスを提供する時は消費者協同組合の必要な規定を、労働の場を提供する時は労働協同組合の必要な規定を準用することとなっている。

ここでは、労働協同組合(Cooperative de Travail)の規定に言及しておこう。労働協同組合の章では、いくつかの特徴が見られる。

組合員としての資格を得る出資口数は仕事に性質によって異なることを可としている。また採用には試用制度が認められ、期間は250日労働日又は18ヶ月以内、その期間の資格は補助組合員(Membre Auxiliare)

と言い、試用期間終了後30日で正式の組合員となる。

労働協同組合は法令により、仕事の分配、暇をやる(レイオフ)、労働の召還の手続きを決めなければならないとされている。なお、雇用関係の終了は、組合員や補助組合員の資格を失うが、レイオフの場合は24ヶ月間組合員資格を失わないとしている。

また、組合員、補助組合員合わせて50名を超えた場合には労働協同組合は、組合員や補助組合員、理事会から成る連絡委員会(Comité de liaison)を50人を超えた最初の総会で組織しなければならない。

(5) ギリシャ(1999)

ギリシャの社会的協同組合制度の導入は他国と異なり、いわゆる協同組合法(農業を除いた協同組合の法律、「市民協同組合法」が一般法)で規定されるのではなく、1999年制定された精神保健法(「精神保健サービス等の開発と近代化」法)の第3章に列記された精神保健サービス提供単位の一つとして第12条に有限責任社会的協同組合(Κοινωνικοί Συνεταιρισμοί Περιορισμένης Ευθύνης, Κο.Σ.Π.Ε.)が規定された。もっとも設立・登記等に当たっては市民協同組合法に則ることが規定されている。

それは、1990年代初頭、ドデカネス諸島のレロス(Λέρος)公立病院で精神病患者の社会復帰、労働復帰を主目的とした活動に始まったことによる。したがって、その管轄は保健省と精神保健局となっている。

組合員は3つの範疇すなわち、 α :15歳

以上の精神疾患自然人、 β ：精神保健分野で働く成人、 γ ：市町村・地域・自然人・公私の法人で構成されることとする。 α 組合員については全組合員の35%以上とし、 β 組合員は45%以下、 γ 組合員は20%以下でなければならない。

就労については、基本的に α 組合員が、受け取っている年金や手当を失いことなく就労できる。また β 組合員は定款や規則に定められた範囲で就労できる。

(6) スペイン(1999)

スペインの1999年の協同組合法改正で、第10章協同組合の種類で、第1節協同労働の協同組合から第12節信用協同組合を規定した後に、第11章統合・社会起業・混合協同組合として新しい協同組合を規定した章の第2節に社会起業協同組合(Cooperativas de Iniciativa Social)を規定した(第106条目的と基準)。

社会起業協同組合は、その種類に拘らず社会目的を持ったものとして、ケア、医療、教育等の事業を通じて、あらゆる社会的排除を克服しようとする人々の統合を目的とする。

公共団体や公共機関は、所定の方法によって社会起業協同組合の組合員になることができる。

社会的協同組合はそれが所属するタイプの規則を適用しなければならないとされる。たとえば、Castilla-La Mancha州(マドリードの東南に位置する)では、社会起業協同組合は協同労働の協同組合の規制を

適用することとし、同時に社会統合協同組合(上記の統合協同組合とは別物)は、目的が消費物資やサービスの提供の場合には消費者協同組合の方式を採用し、目的が組合員の労働による物やサービスの生産の場合には協同労働の協同組合の方式を採用すると説明される。

(7) フランス(2001)

フランスでは2001年、協同組合法の改正を行い、地域共同利益協同組合(SCIC : Sociétés Coopératives d'Intérêt Collectif)という社会連带的協同組合制度を導入した。第2-III章として全部で11の条項からなる(第19-V条から第19-XV条まで)。

SCICは「この法律の諸規定を留保して、商法典により統治される可変資本の株式会社又は有限会社とする」とし、その扱いは生産労働協同組合(SCOP)や起業者協同組合(SCE)と同様である。もちろん組合員一人一票である。

更にはイタリアと同様にマルチステークホルダー組合員制度を規定しているが、組合員の構成だけではなく、具体的に意思決定手続きを規定していることが特徴である。

例えば、改正協同組合法第19-VII条で労働者、利用者、ボランティア、公共団体、支援者の全体で5種類の組合員範疇を規定し、労働者、利用者を必須とした3種以上の範疇から構成するとし、第19-VIII条では、「各々の組合員は、総会又は、必要ならば、当該組合員が所属するコレジュ(部

会)において1票を行使する。(中略)各々のコレジュ(部会)は、定款で別段の定めをしない限度で、同数の投票を総会で行使することとする。」と規定しつつ、コレジュ(部会)の表決権数は50%を超えないとの制限を加えている。

以上の両条は、単位組織でありながら様々な利害関係を持つ人々・グループの利害を調整・調和させる、マルチステークホルダー型協同組合の独特の運営を特徴づける。

先に可変資本の株式会社又は有限会社と規定した中身は、最低出資額において一般会社よりは小額の資本で立ち上げることができる。有限会社形式の場合は1ユーロから、株式会社形式の場合は18,500ユーロから立ち上げられるとなっている。ちなみに、生産労働者協同組合は、有：30ユーロ(すなわち1人15ユーロ)、株：18,500ユーロからであり、これは一般会社立ち上げの際の半額である。

SCOPにおける労働者保護については、詳細は別の機会に述べるが、端的に言えば、一般会社では希なことであるが、株式会社形態の社長・有限会社形態の業務執行者(PDG; président directeur général/Gérant)であっても賃金を得ていれば従業員と同等であり、失業保険も出る制度になっている(Assimilé à un salarié s'il est rémunéré: Allocation Chômage)。

SCICにとっても、既に雇用契約を結んだ労働者がPDG;/Gérantに選出された時には、SCOPのように、被用者の地位を

保持することになっている。これは、協同組合法第19-XI条による。

フランスの法特性から、全ての企業は同一法人としてSCICに移行できるし、アソシエーションも協同組合形態に移行できる。協同組合法第28-II条では、アソシエーションがこの協同組合に組織変更できることを想定し、その移行規定がある。

(改正の背景解説、条文解説のより詳しいことは島村博「現代フランスの協同組合法 Note」<「協同の発見第114号2001.12発行 pp.18-42」>参照)。

(8) ポーランド(2006)

ポーランドの社会目的の協同組合運動は長い伝統を持ち、第二次世界大戦の終わりから障がい者の就労を提供した組合が存在していたが、様々に制限があり、第三セクターである市民組織が大きく発展するのは1989年の体制移行からである。

1989年にはアソシエーション法が成立し、1991年には財団法人法が整備され、1990年代の非政府組織(NGO)の急速な発展をもたらした。2004年には、公益組織及びボランティア活動法が成立し、この法律がNGOの定義、行政とNGOの関係規制を初めて示した。

そして2006年、社会的協同組合法(Ustawa o spółdzielniach socjalnych)を成立させた。社会的協同組合の設立、運営、合併、清算についての規定がこの法律でカバーされない場合は、1982年9月16日協同組合法の規定で規制される(第1条)。

社会的協同組合の目的は、組合員の個人サービスを基礎とした共同事業を実現することにある(第2条)とし、その主体者は、失業者や障がい者、ホームレス、アルコール依存者、薬物常習者、社会的に排除された者等であって、その他の組合員は全組合員の50%を超えてはならないとする(第4条)。自治体や法人の教会にも参加の道が開かれている。

ポーランドの法には規模が示されており、5人以上の自然人(法人の場合は2以上)による設立はともかく、原則50人以上を超えてはならないとの規定がある(第5条)。

(自由制限を宣告された者は働くことはできるが組合員になることはできない。第13条)

社会的協同組合の事業に対しては、国や地方自治体の予算から、助成金、融資、融資保証、金融・会計・経済・法律・マーケティングのサービスやアドバイス等の支援を受けることができる(第15条)。

実際の事業は、修理、建物サービス、食サービス、介護サービスが多く、他には、果物・野菜処理、キャンドル生産や庭の装飾である。

(9) ハンガリー(2006)

ハンガリーの2006年協同組合法は10章からなるが第1章一般規定の第7条協同組合概念の次の第8条に、社会的協同組合概念が導入された。第8条自体は3項からなる短い条文で、失業者や社会的に不利な立場の組合員の労働環境を改善し社会的地位を

高めることを目的とし、非営利として定義している。

失業者等の定義、権利能力に関わる問題等は社会的協同組合に関する政令(Korm.rendelet a szociális szövetkezetekről) 141/2006に委ねられているが、協同組合としての設立手続や運営・清算等については協同組合法によって律せられる。

なお、協同組合法第4条により、協同組合の就労者の義務と権利、労使関係は労働法典が適用されるが、当然にも社会的協同組合にも適用される。

(10) ウルグアイ(2006)

ウルグアイでは2006年に社会的協同組合(Cooperativas Sociales)法が制定された。ヨーロッパ以外では最初の導入国である。ウルグアイには、協同組合法(Ley N. 10.761 Sociedades Cooperativas; 1946年)があり、近年、生産・協同労働協同組合法(Ley N.17.794 Cooperativas de Producción o Trabajo Asociado; 2004年)が制定されたが、その直後に社会的協同組合法は制定された。

ウルグアイの社会的協同組合法は、第1条で社会目的を明確にした協同労働の協同組合であると定義したのが特徴である。同時に適用法律として、他に上記の2つの法律が第2条で明記されている。以上の適用法によっても解決できない場合は民法典による。

社会的協同組合の要件としては、「剰余は如何なる場合でも組合員間の分配はな

い」ことなどが謳われている。要件を満たさなくなった場合は資格の停止ができる。

(11) 大韓民国(2012)

韓国ではアジアで初めて社会的協同組合規定のある法律「協同組合基本法」が制定された(2012年1月26日公布)。その第1章総則、第4章社会的協同組合及び第5章社会的協同組合連合会の章が該当する規定である。

定義に関して、社会的協同組合は、まず協同組合(以下「一般協同組合」と称す)を第2条第1号で「財貨又は用役の購買・生産・販売・提供などを協同で営むことにより、組合員の權益を向上させ、地域社会に貢献しようとする事業組織」として定義した後、その「第1号の協同組合のうち、地域住民らの權益・福利の増進に関連する事業を遂行するか、脆弱階層に社会サービスを提供するなど、営利を目的としない協同組合」と定義している。

韓国の基本法が、今までの8つの縦割り個別法を克服する目的で制定されたが、それは実践的にはワーカーズコープが法的根拠を持たたという点に焦点を当てると、社会的協同組合はワーカーズコープ形態を持つことができるという他の国々の仕組みに似てきている。

韓国の社会的協同組合の法的位置は、今まで述べて来たような国の協同組合及びその法律との関係は、かなり様相が異なっている。厳密に読みとれば他の法律による協同組合(農協や生協等)は社会的協同組合に

なる条件がないことになる。

この基本法では、「原理的には」地域に根ざす限り、農業も生協型事業も営むことができるが、その点が、既存の協同組合陣営から危惧や消極性が出ていた。また、結構市民側から「類似医療生協」の弊害との評価があり、この解決にこの法律が有効との判断も存在する。(李炳学「協同の発見」235号p.31右側)

法人(普通法人に相当、一般協同組合、制限配当)と非営利法人(社会的協同組合、配当なし)との違いもあり、設立も全く別の手続きで、一般協同組合法人は申告制(届出制)であるが、社会的協同組合法人の設立及び定款変更は企画財政部長官(日本の財務大臣に相当)の認可制と規定された。一般協同組合が社会的協同組合に同一法人として移行する仕組みは規定されていない。

一方、最後の附則第2条の移行経過措置では、社会的協同組合あつては、既に類似の目的のために設立されている事業者や非営利法人の社会的協同組合への移行の際同一法人とみなす手続きが規定された。これはベルギーやフランスの非営利団体が「社会的協同組合」に移行する規定と同様の問題意識と言えよう。

3. イタリア社会的協同組合の歴史

(1) イタリア社会的協同組合の起源—2つのたたかい

～現状の何を否定し、何を作り上げたか～

(a) 社会と医療のシステム改革のたたかい

イタリアの社会的協同組合の起源は1970年代の社会と医療のシステム改革のたたかいに位置づけられる。すなわち、慈善や施しを基礎とする援助が及ぼす悲惨な結果に抗して、自分らしい生活をする権利、まともな労働をし、住む家を持ち、自立生活の機会を得る権利等々の運動が、社会的協同組合の起源の背景である。

他国に違わず1970年代後半に、既存の福祉モデルの失敗が顕在化した。高齢者人口の増加とともに、精神疾患、ホームレス状態、薬物濫用、移住、長期失業など、「(脱物質的)新しい貧困」に関係した新しいニーズの出現という事態が生まれた。

そうした中で、市民参加の発展と強力に結びついた有名な一つの社会実験が開始された。精神科病院の解体および地元における代替えサービス・ネットワークの開発である。1978年5月13日公布の世界初の精神科病院廃絶法が制定された。運動提唱者の名前を冠して、通称「バザーリア法」と呼ばれる。精神科医師フランコ・バザーリアとそのチームは「自由こそ治療だ」とのスローガンを掲げ、病棟廃絶の意味を説いた。

そうしてイタリアのいたるところに、地域固有の状況と結びついた特有のニーズをもって、「新しい貧困」に携わるコムニタ(生活共同体)など小さな組織が次々に誕生した。当初は主にアソシエーション(非営利団体)として組織され、ボランティア労働に大きく依存していた。

規模や数が大きくなるにつれ、生活を維持すべく本格的事業が必要になってきた

が、アソシエーションには生産・経済活動での制約があるため、協同組合の法形態に着目し活用しようとした。協同組合は、1)事業資格を持ち、2)利益不分配に納税義務がなく、3)参加と民主主義の運営を特徴とし、4)アソシエーションよりもはるかに小資本での設立が可能、の特徴を持っていたからである。

イタリア映画「人生ここにあり」(原題「Si può fare」)の時代はこの辺りである。

(b) 社会的協同組合法の制定のたたかい

しかし、ここから2つめのたたかいは始まる。伝統的な協同組合形態は、法律によって非組合員に恩恵を与える保証ができないと解されていた(員外利用の制約)。また、協同組合から恩恵を受けない人(無償ボランティアがそうであるように)を組合員にすることができないとされていた。にも拘らず、1980年代半ば以降、「社会連帯協同組合」(社会サービスの組織化)、「統合協同組合」(失業者や不利な立場の人びとのための仕事起こしの取組み)の名称でこの取り組みはイタリア全土に広まった。それは伝統的な協同組合形態を超えていた。実践的に社会的協同組合の萌芽である。

当初、各地の裁判所は、これらの新しい協同組合の法人化を認めなかった。州も登録を避けていた。理由は、これらが伝統的な相互扶助組織からの逸脱とみなされたからである。当事者や運動家たちの主張は、恩恵を組合員だけに限定する民法典とコミュニティの利益のサービス提供に活用で

きると認めていた憲法との矛盾を強調した。

具体的実践と制度化要求を通じて、多くの協同組合は、社会的に不利な立場の人びと、障がい者、失業者たちの強力な自助の道具として、労働者協同組合モデルを再発見し革新することになった。

州政府の認知が先行しながら10年間の国会審議を経て、1991年に社会的協同組合認知の法律1991年381号が通過した。法律名は「社会的協同組合の規律」“Disciplina delle cooperative sociali (L.381/91)”となった。

【2008年公開「人生、ここにあり」のエピローグ】

“Oggi in Italia esistono oltre 2,500 cooperative sociali che danno lavoro a quasi 30.000 soci diversamente abili.”「今

日イタリアでは2,500以上の社会的協同組合が存在し、そこに約30,000人のさまざまな得意技を持つ組合員が働いています」(2,500とはB型の協同組合の数)。

(現況、詳しくは「イタリアの社会的協同組合2005年」協同総研所報『協同の発見』184号参照)

(2) イタリア社会的協同組合の制度(設立の視点から)

別表のごとく、イタリアの社会的協同組合はA型、B型に区分けられる(法第1条)。原則としてどちらかの型で登録することになるが、一部混合型も認められている(1996年11月8日第153号通達による)。連合会形式も認知されており、会員の7割以上が社会的協同組合であるとコンサルティオ(事

別表 社会的協同組合A型、B型の差異

	A型協同組合	B型協同組合
目的	個人・家族の状態もしくは社会的状態にかかわって社会的援助の必要な人たちへの支援	社会的に不利な立場の人たち ^(注1) の労働統合
事業内容	社会・医療サービス、教育サービスの提供	多様な事業。農業、工業、商業もしくはサービス
社会統合	社会的に不利な立場の人たちのカテゴリーの労働者を30%以上にするという(右の様な)義務はない	労働者(組合員、非組合員合わせて)の少なくとも30%は社会的に不利な立場の人たちで構成しなければならない
組合員 ^(注2)	労働を提供し報酬を受ける従事組合員(健常者他<財政優遇の項参照>)	従事組合員(社会的に不利な立場の人たちおよび健常者)
	ボランティア組合員 ^(注3) 利用組合員もしくはサービスの利用者	ボランティア組合員 ^(注3) -
財政優遇	右の様な優遇策は適用されない	社会的に不利な立場の人たちの報酬に関する社会保障等の組合(事業主)負担はゼロとする(L.381/91 第4条)

(注1)社会的に不利な立場の人々：アルコール中毒者、受刑者・元受刑者、身体障がい者、精神・感覚障がい者、年少者、精神病患者、薬物依存者、その他社会的排除状態の人たち。<L.381/91 第4条に規定>

(注2)組合員のタイプには、表中以外に組合への資金支援目的のタイプおよび団体があり、定款に「基金の設立」規定を設けることにより、そのタイプの導入ができる。団体の加入資格は、その規約(条例など)で、社会的協同組合を支援する旨規定されていることが条件となる。

(注3)このタイプの組合員は、他の協同組合にはない新しい特徴である。ボランティアは労働を無償で提供しなければならないが、労災や職業病が適用され、活動実費は支払われる。A型にあっては、ボランティアの仕事は「補足的であるべきであって、既存法で必要とされる専門家の仕事の範囲にとって代わるものであってはならない」(法第2条第5項)

業連合)も社会的協同組合と認められる(第8条)。

組合員制度はマルチステークホルダー型を特徴とする(多元的組合員制度)。カテゴリとして、従事組合員、利用組合員、ボランティア組合員<労災適用、活動の実費以外は無償>、その他財政支援組合員、団体組合員が存在する。

協約制度があり、要件を満たしたB型協同組合と地方自治体との間に、契約高が20万ユーロ未満の場合、自治体の契約規制の特例として協約(随意契約等)を結ぶことができる。

社会的協同組合の設立は、他の協同組合と同様の手続きである。最小9人(「小協同組合」にあっては3人~8人)で設立が可能で、多くは労働者協同組合の形態である。

このように見ていくと、前述した映画のエピローグで社会的協同組合としてB型にのみ言及しているのは、イタリア社会の目が反映しているのかも知れない。これは、社会的企業と言えば労働統合型社会的企業(Work Integration Social Enterprise: WISE)に関心が集まることと無関係ではない。

4. 韓国社会的協同組合と先行した社会的企業制度

韓国の社会的協同組合制度を見る時には、自活後見機関制度と社会的企業を、とりわけ2007年7月施行の社会的企業育成法との関係が重要と思われる。韓国の社会的

企業育成法はヨーロッパ型を意識し、脆弱階層雇用創出型(雇用比率30%以上)、脆弱階層サービス提供型(利用比率30%以上)、混合型(脆弱階層雇用比率・利用比率ともに20%以上)、地域貢献型(地域の脆弱階層雇用比率もしくは利用比率20%以上)、その他に類型されている。

また、社会的企業の認証を受けることのできる法人(「母法人」と呼ぶ)として、民法上の法人、商法上の会社、非営利民間団体と育成法で規定した外、大統領令によって公益法人、社会福祉法人、生活協同組合、非営利団体が追加されている。これらの法人が一定の要件(利益処分、清算時残余財産処分の制限など)を満たせば社会的企業として認証される仕組みである。その場合、期限つき(最長3年)で参加者(当事者)人件費、専門スタッフ人件費の補助、その他の費用・財政支援が固有に特徴的である。(詳しくは、研究会「韓国社会的企業育成法の成立と市民社会の動向」報告<「協同の発見第177号2007.4 発行 pp.60-82」>参照)

2011年8月段階で全社会的企業は555企業、内生協は13団体で、多くは医療生協である(「韓国社会的企業振興院」ホームページより)。

社会的企業制度(社会的企業育成法による)からみると、この社会的協同組合はどこに位置づくのかが現状では不明瞭と思われる。社会的協同組合が様々な助成・支援が受けられる^(*)社会的企業になるためには更に認証が必要なのか否か、それとも「みなす」のか。

(*)詳しくは拙稿「韓国における社会的企業育成の第2段階」(「協同の発見」201号2009.4、pp.83-98参照)

社会的企業と社会的協同組合の関係は、イタリアと比較すると「逆」になっている。それとの関連で、一般協同組合は社会的企業の認証対象法人(例えば大統領令で)になるのか否か。なるとすれば社会的協同組合規定は何なのか、否とすれば他の商事会社とのバランスはどうなるのか。また現在生協法人は認証対象法人であるが、それは継承されるのか否か

更には、そもそもこの社会的協同組合制度は、社会的企業制度の政策的位置の上を行くのか、行かないのか、同等のものなのか?

等々、大変気になることが多い。これから大統領令(施行令)や施行規則の検討がされていくと思われる。

5. おわりに

これは本年(2012年)3月22日、同名の研究会で報告したものを一部加筆したもので

ある。この報告会以降韓国では、迫り来る協同組合基本法の施行日(12月1日)を前に様々な面が検討がなされている。別項の「韓国の自活事業と社会的企業、協同組合基本法スタディツアー」はその視察の一環である。

日本と韓国の社会・経済では、いくつかの共通点が存在する。例えば、超高齢社会の到来、非正規労働の4割弱までの増加、若者の就労困難問題である。この様な共通する社会・経済問題の解決に向けて、どのような政策で対処すべきか。

社会的協同組合(連帯協同組合、社会起業協同組合、地域協同利益協同組合など)は、協同組合という本質的性格(1人1票の事業体など)から、労働統合の社会的企業(WISE)を「健常者と障がい者が対等に一緒に働く」ように担保する制度である。したがってそれをもっと分かりやすく明示的に労働者協同組合制度の活用とする国も存在する。

この報告が、日本における「社会的協同組合」の制度、日本型社会的協同組合の検討に資すれば幸いである。